

ユーラーヘルメス信用保険会社
日本支店

カバーワン EH COVER ONE

設備財・機械メーカー様向け
保険商品

概要とよくあるご質問



カバーワンは、特定顧客との単一契約について、最長3年間、売掛金及び仕掛品費用の不払リスクに対する保全をご提供します。契約期間中、信用限度額の減額・撤回はありません(ノンキャンセル)。

カバーワンとはどのような保険ですか。

カバーワン(EH Cover One)は、ユーラーヘルメスが提供する画期的な新しいタイプの保険であり、特に日本の機械メーカー・設備材メーカー様向けに、テーラーメイドされた設計となっています。貴社の特定顧客一社との契約について最長36カ月まで保証し、信用限度額の減額・撤回はありません(ノンキャンセル)。カバーワンにおける一取引先に対する信用限度額は、最大650百万円です。

この新しい保険は、ユーラーヘルメスの保険商品の、どのラインに該当するものですか。

一般的な取引信用保険では決済期間が180日までの短期信用リスクを保全し、決済期間180日を超えると対応できません。2年、3年の契約をお客様が締結する場合、このカバーワンをご利用頂けます。これまでも、最長8年の期間で、特別なプロジェクトを引受しているケースもありますが、約款が特殊であり、汎用的な引受条件ではありませんでした。カバーワンは、判り易い契約条件で、最長3年までの契約にかかる信用リスクを保証することが可能です。

カバーワンと、シングルリスク信用保険の違いは何ですか。

通常、シングルリスクの信用保険は、特定顧客一社に対する最長12カ月の決済期間の売掛債権について、不払いリスクを補償します。これには、保険契約期間中のスポット販売や任意の回数の継続取引が含まれることがあります。補償額は保険会社が設定する与信限度額として規定されていますが、取引先の信用評価に変更があった場合、保険契約期間中に、信用限度額の減額や撤回が行われることがあります。

カバーワンは、最大36カ月の期間にわたり、特定顧客(シングルバイヤー)との契約に由来する、売掛金及び仕掛品費用の不払いに対する補償を提供します。保険期間中の信用限度額の減額・撤回は行いません(保険条件は、個別に設定された別表の記載に従います)。

この新しい保険にはどのような事業者が加入できますか。

カバーワンは、主に、日本の機械メーカー・設備材メーカー様向けにご提供させていただきます。
既に当社やその他保険会社と信用保険契約を締結しているかどうかを問わずご利用可能です。

すでに取引信用保険に入っています。カバーワンに申し込むメリットは何ですか。

製造プロジェクトや数か月にわたり段階的に行われる一連の納品など、一般的な取引信用保険で適用される契約期間よりも長く実行されているプロジェクトがある場合、与信限度額が契約期間中に減額または撤回されることがあるため、完全に補償されない可能性があります。

カバーワンにより、契約期間全体にわたって解約不能の補償を提供できるようになりました。売上全体に対する信用保険とは別に、個々の契約に対する補償を提供し、最長36カ月までプロジェクトをカバーします。

カバーワンでは、どのような契約に保険をかけることができますか。

特定顧客に対する商品の販売または、サービス提供のための書面による契約であって、まだ開始されていないもの(特注の製造や継続契約を含む)が対象です。

対象国については、ぜひお問合せ下さい。対象となる債務者に対する、所定の審査を行います。お引受については、一定の基準がございます。

売買契約が書面によるものであり、法的に有効かつ強制力のあるものであることが補償条件となります。

顧客との契約合意を得るのに3カ月以上かかった場合はどうなりますか。新しい申込書の提出が必要でしょうか。

3カ月以内に決定が下されない可能性が高い場合は、今後の対応について、当社担当者にご相談ください。

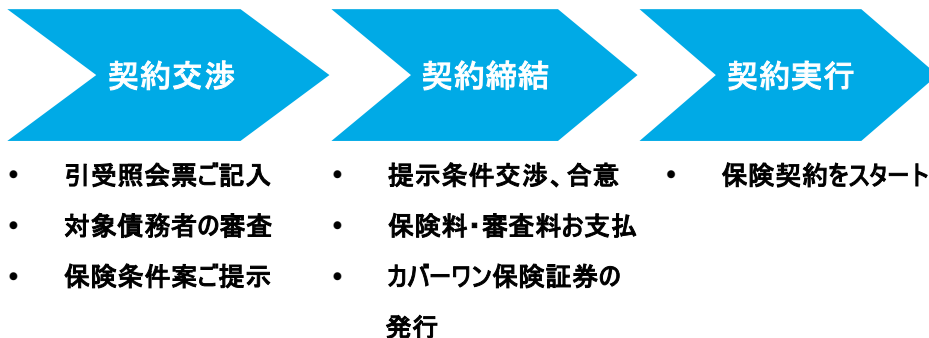
保険料を支払った後に対象の契約を失った場合はどうなりますか。

貴社と、顧客が契約を締結したことを確認してから、保険契約の手続きを開始し、保険料をご請求します。

以下の図は、カバーワン契約について、簡単な手順を示したものです。

顧客との契約交渉フェーズ

カバーワンお手続きステップ



補償期間を教えてください。

カバーワンの保険は、最長36か月まで、対象となる契約の期間に合わせて設定することができます。

どのような費用が補償されますか。仕掛品コストは含まれますか。

仕掛品のコストは、カバーワンの補償内容では標準として含まれます。これには、直接費（第三者と関連して発生した費用を含む）と製造間接費の一定割合が含まれます。

損失の何パーセントが補償されますか。

当社は通常、発生した損害（保険金支払いの対象となる債権）の90%を、貴社の保険契約に規定された付保損害限度額まで補償します。

どのようなリスクが補償対象に含まれますか。

カバーワンの補償は以下を対象としています。

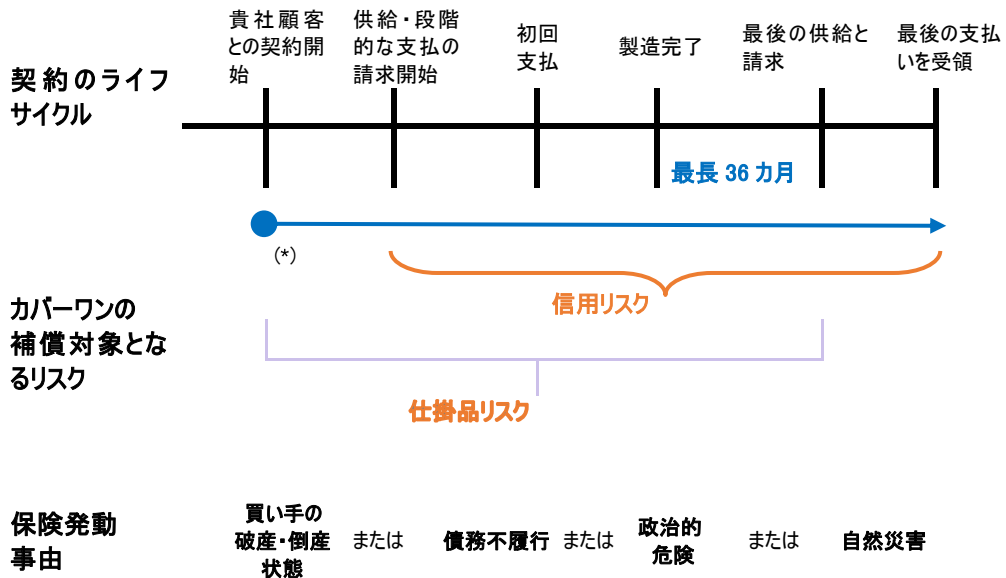
- 保険対象の契約に基づいて貴社が提供した商品やサービスに対する不払い
- 契約された商品またはサービスを貴社が提供できない場合

以下のいずれかの事由が発生した場合：

- 貴社の顧客が倒産状態となったこと（倒産・破産状態）
- 保険契約で指定された期間内における顧客の債務不履行
- 債務不履行状態が発生し、その時点以降の製造や供給を当社が承認していないとき（「与信前損害」）。

輸出顧客の場合、政治的危険（ポリティカルリスク）及び、または自然災害(*)による損失も補償します。以下の図は補償の概要を示したものです。

* 輸出顧客の場合に限定されます



(*) カバーワン保険契約の開始をどの時点に設定するかについては、柔軟に対応する予定です

「政治的危険(ポリティカルリスク)」とは、どのようなものですか。

貴社の取引先の国(または該当する場合は第三国)で以下いずれかの事象が発生したことにより、貴社が契約を履行する、または貴社が支払を受け取ることが制限されるリスクです。

- 顧客が現地通貨を支払に必要な通貨に変換したり、支払を貴社に送金したりすることを禁止する法律の発動。
- 当該国からの商品の輸出や、当該国への商品の輸入を妨げる政府の介入、または顧客の支払義務の履行を法的に妨げる政府の介入。
- 当該国の政府による、貴社が供給した商品の没収、収用、国有化、押収、要求、または故意の破壊。
- 顧客が政府部門、公的機関または政府機関であり、貴社が供給した商品の輸送を顧客の国の政府が妨げている場合、または顧客が、商品またはサービスが供給される前に契約をキャンセルした場合。
- 戦争または内乱が発生し、貴社の契約履行または顧客の支払義務の履行が直接的に妨げられている場合。

詳しい定義については、カバーワン包括特約書をご参照ください。

他の保険会社の商品ではなく、ユーラーヘルメスのカバーワンを選択すべき理由は何ですか。

- ✓ 強固な財務体質
 - 世界有数の金融サービスグループであるアリアンツの一員として、強力なグループのバックアップを有していること
 - スタンダード&プアーズから、AAの格付を取得
- ✓ 申し込みに対する迅速な意思決定
- ✓ 速やかな保険金支払

カバーワンの保険金は、損失が買い手の倒産あるいは、与信前損害の結果によるものである場合、カバーワン「保険金請求書兼回収委託書」を当社が受領してから30日以内に支払われます。

カバーワンの課金構造について教えてください。

以下の通りです。

定額保険料方式です(確定精算はありません)。保険料は、補償対象となる期間、セクター、リスク、買い手が所在する国などを主な要因として算出されます。別途、審査料を申し受けます。

保険料と審査料は、保険契約の開始時に請求されます。

万が一保険金請求書が提出された場合は、その後、未払債務の全部または一部を当社が回収できた場合、当社はその回収に対する手数料を申し受けます(但し当社の債権回収サービスは、輸出のお取引先に限定されます)。

カバーワンでは、保険金請求の計算に使用されたのと同じ縮小率でこれらの回収手数料を免責します。したがって、貴社の保険内容で縮小率 90%を設定している場合、貴社の債務が当社により承認された補償のレベルを超えないと仮定すると、保険対象の債務の回収手数料の 10%が請求されることになります。回収手数料の詳細は、回収サービス契約書に記載されます。

明確な理由が示されないまま最終段階の支払が保留された場合、または顧客が遅延を続けて弁明を行っているものの、実際には支払を拒否していない場合、カバーワンでは補償対象になりますか。

貴社の標準的な与信管理手順に従っていても、カバーワンにおける当社との契約条件で指定された期限を過ぎたときは、未払債務について、当社に報告する必要があります。当社が貴社に代わって必要な法的措置を取り、債務の回収に努めます。債務が回収不能と判明した場合は、貴社の保険金請求に対する支払を行います。

最後の支払分を含め、すべての段階の支払が、当社の補償対象です。

申し込み方法を教えてください。

是非、当社営業担当にご連絡下さい。また、当社ウェブサイトのお問合せページから、或はお電話でも受付しております。

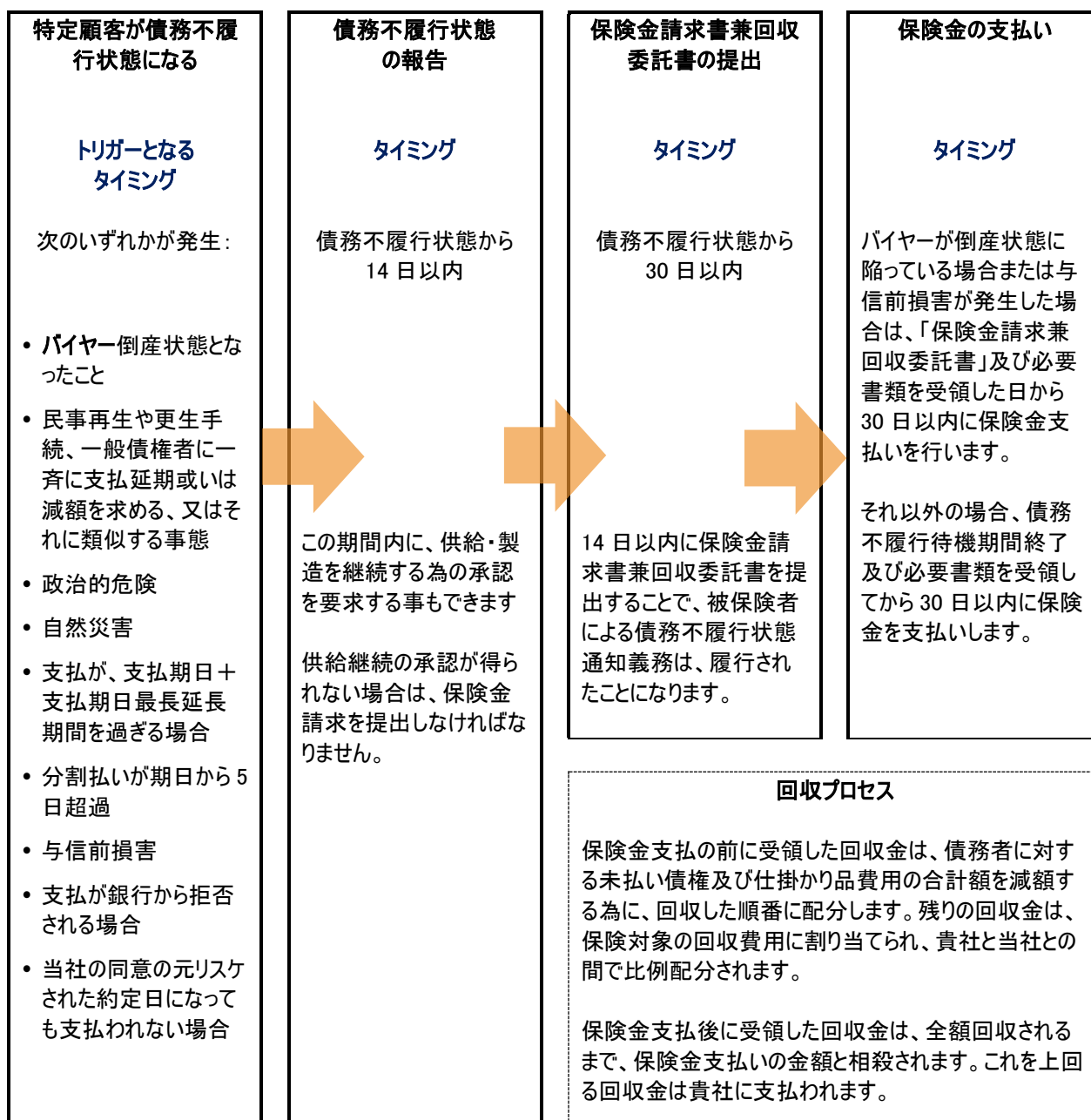
契約開始後は、どのような管理を行う必要がありますか。

保険契約開始後は、以下の事象が発生した場合、当社にご連絡ください。

1. 貴社の重要な企業情報情報の変更
2. 貴社の顧客の企業情報の変更
3. 納入場所や決済条件変更が生じた場合
4. いずれかの請求書の期日から一定期間(保険契約で指定、最長延長期間)を超えて未払いとなっている場合、または予定される分割払いが支払期日から5日未払いとなっている場合(*)
5. 顧客が支払を怠っている場合(*)
6. 顧客の支払不能や、顧客に関するその他の不利な情報を把握した場合(*)

(*) この場合、保険金請求書兼回収委託書を提出頂く必要があります。また、当社の債権回収行為にあたってのあらゆる情報提供をお願いすることになります。

■ カバーワンにおける、保険金請求および回収プロセス



募 EH2021-02

カバーワンに関するお問合せをお待ちしております:

TEL: 03-3238-2560
www.eulerhermes.jp

ユーラーヘルメス信用保険会社 日本支店

〒120-0094 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ニューオータニガーデンコート10階
info@eulerhermes.com